

山口県報

平成18年
4月7日
(金曜日)

目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(上関町)(市町課)	一
身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	五
美祢都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	五
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	五
公告	六
山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定(政策企画課)	六
国土調査の成果の認証(地域政策課)	六
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	七
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	七
県営安下庄地区一般農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	八
公共測量の実施(監理課)	八
山口都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	八
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	八
雑報	九
県報の正誤(昭和四十九年五月一日山口県規則第三十四号ほか三件)	九

山口県告示第二百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、上関町長から上関町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月二十日確認した旨の届出があった。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

熊毛郡上関町大字祝島字東浜村一八四の二地先公有水面で、次の1の地点から12の地点までを順次結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ平成八年春分の満潮位(D・L・+二・九四メートル)における公有水面とC防波堤との境界線及び1の地点と13の地点を結ぶ昭和四十四年八月一日付け指令港湾第六一一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・二七メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地三、二二七・九五平方メートル

1の地点 熊毛郡上関町大字祝島字走り折畑の祝島二等三角点(北緯三三度四七分〇四・三八〇秒東経一一一度五八分四七・三四一秒)から七〇度四二分二秒九九一・五六メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三度〇五分四一秒一・四〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三度一九分一五秒三・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三度一九分一五秒二七・〇一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二九三度三分一三秒二・一〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三度三分一三秒一・二二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一三度三分一三秒四・三〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三度三分一三秒二・一〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二九三度三分一三秒五・三〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二度三六分三四秒五・八一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一三度二分五六秒五九・九九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二〇三度一七分〇五秒三一・八二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一一度〇四分二五秒二七・四四メートルの地点

山口県告示第二百十五号

次の者を身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として指定した。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

医師氏名	名称	機関	所在地	診療科目	指定年月日
鈴木 哲	下関市立中央病院	下関市向洋町一丁目一三番一号	山口県知事	循環器科	平成一六、七、一
永富 智浩	"	"	"	眼科	"
古賀まゆみ	山口県済生会下関総合病院	四番一号	"	小児科	"
福田 和昭	社会保険下関厚生病院	目三番八号	"	整形外科	平成一七、一、一
木村 康彦	"	"	"	"	"
迫 隆紀	"	"	"	呼吸器科	"
中村 行宏	"	"	"	眼科	"
新井 浩仁	新井医院	番六号	山の田本町六	泌尿器科	平成一六、一、一
藤原 弘一	医療法人茜会昭和病院	一號	汐入町三五番	内科	"
山下 哲司	下関リハビリテーション病院	号	今浦町九番六	内科	"
瀬戸 俊彦	"	"	"	内科	平成一七、七、一〇
松原 信行	"	"	"	リハビリテーション科	"
小楠 智文	おぐす内科・消化器科クリニック	目八番二二号	小月茶屋一丁目	内科	"
岡村 新子	医療法人尾中病院	宇部市常盤町二丁目四番五号	脳神経外科	消化器科	平成一六、七、一
原田 雅彦	宇部興産株式会社中央病院	五〇	大字西岐波七	循環器科	"
森脇 透	"	"	"	整形外科	"
谷川 武人	"	"	"	循環器科	"
角川 浩之	"	"	"	整形外科	"
永谷 建	医療法人社団永谷眼科	番一號	島三丁目一〇	眼科	"
坂田 尚広	山口大学医学部附属病院	一番一號	南小串一丁目	神経内科	"
山田 治	"	"	"	内科	"
松藤 博紀	"	"	"	小児科	"
神田 隆	"	"	"	神経内科	平成一七、一、一
中村 浩士	"	"	"	内科	"
長谷川恵子	"	"	"	小児科	"
竹野 研二	"	"	"	耳鼻咽喉科	"
菅原 一真	"	"	"	耳鼻咽喉科	"
上山 剛	"	"	"	内科	"
前場 進治	"	"	"	小児科	"
砂川 新平	"	"	"	内科	"
竹本 剛	"	"	"	耳鼻咽喉科	"
佐伯 幸男	独立行政法人国公立病院機構山陽病院	八五	大字東岐波六	循環器科	"
巻幡 清	"	"	"	内科	四、一
平澤 克敏	"	"	"	外科	"
梅森 君樹	"	"	"	呼吸器科	"
村上 一生	"	"	"	内科	"

本村 哲久	案田 岳夫	長光 勉	御江慎一郎	山縣 俊彦	中尾 文昭	蘓村 秀明	橋口 彰	磯部 淳一	大田佳代子	相良 絵見	大藤 晃	林 大資	白源 正成	石川 喜隆	村重 高志	河端 哲也	塩見浩太郎	鈴木 秀典	青江 啓介	森山 道彦	片山 英樹	讓尾 昌太	
"	周南記念病院	医療法人社団ながみつくりにっく	森下外科・整形外科医院	"	山口県立総合医療センター	"	"	"	都志見病院	医療法人社団康香会しげおか病院	萩市民病院	済生会湯田温泉病院	"	綜合病院山口赤十字病院	"	"	済生会山口総合病院	"	"	"	"	"	
"	下松市生野屋南一丁目一〇番一號	"	"	"	防府市大字大崎七七	"	"	"	の一大字江向四一三	〇の一大字今古萩町三	萩市大字椿三四六〇の三	五号	"	〇の八幡馬場五三	"	"	山口市緑町二番一號	"	"	"	"	"	
整形外科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	消化器科	内科	外科	整形外科	眼科	眼科	内科	整形外科	外科	循環器科	"	眼科	"	循環器科	整形外科	呼吸器科	内科	"	呼吸器科	
平成一七、一	"	"	平成一六、七	"	"	平成一七、一	"	"	"	平成一六、四	平成一七、一	平成一六、〇	"	"	平成一七、四	"	平成一六、七	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
浜田 陽子	山田 覚	白瀧 敬	小池 能宣	別所 昭宏	荻原浩太郎	高山 和浩	佐藤 俊介	木村 宣彦	村上 貴志	眞壁 幹夫	小林 元壯	栗栖 朗彦	原田 啓	内山 哲史	広川 泰嗣	寺園 崇	高藤 勉	脇本 真理					
院光市立光総合病院	医療法人社団成会山田循環器科・内科	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	"	"	"	"	"	"	"	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	小林クリニク	栗栖眼科	"	岩国市医療センター医師会病院	"	"	いしい記念病院	医療法人岩国病院					
〇番一號	二〇五五の五	小野田市大字小野田一三一五の四	"	"	"	"	"	"	"	五番一號	一山手町一丁目	八番二八号	"	目六番一二二號	"	"	〇二の一	番七号	岩国市岩国三丁目二番七号				
呼吸器科	循環器科	泌尿器科	小児外科	呼吸器科	"	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	心臓血管科	呼吸器科	放射線科	呼吸器科	脳神経外科	外科	"	"	"	内科					
平成一七、四	"	平成一六、四	"	"	"	平成一七、一	"	"	"	"	平成一六、〇	"	平成一七、七	平成一六、〇	"	"	平成一七、一	平成一六、七					
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

中根比呂志 医療法人聖比留 厚狭郡山陽町大字厚 泌尿器科 平成一六、七、一
 会厚狭セントヒ 狭一四四五の一
 米村 浩 共立美東国民健 美祢郡美東町大字大 整形外科 " "
 康保険病院 田三八〇〇
 戸嶋 裕徳 医療法人良裕会 大津郡油谷町大字向 内科 " "
 戸嶋医院 津具下三三六九の二 循環器科 " "

山口県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

下松市大藤谷土地改良区

平成一八、三、三〇

山口県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、美祢都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

美祢市

二 都市計画事業の種類及び名称

美祢都市計画下水道事業美祢市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十八日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

美祢市大嶺町東分、大嶺町西分、伊佐町伊佐、大嶺町北分及び大嶺町奥分

山口県告示第二百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十一年山口県告示第六百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

荒神(2)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線、標柱十四号と十五号を市道櫛ヶ浜下松線北側境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
周南市	栗屋	粕田	七二四の三	七二四の三	一号
"	"	"	"	"	二号
"	"	"	"	"	三号
"	"	"	"	"	四号
"	"	"	"	"	五号
"	"	"	"	"	六号
"	"	"	"	"	七号
"	"	"	"	"	八号
"	"	"	"	"	九号
"	"	"	"	"	十号
"	"	"	"	"	十一号
"	"	"	"	"	十二号
"	"	"	"	"	十三号
"	"	"	"	"	十四号
"	"	"	"	"	十五号

山口県告示第二百十九号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成

三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の3中「山口東農業協同組合 岩国市大字多田九七の二」を「山口東農業協同組合 岩国市多田九七の二」に改める。



(二九九)山口県セミナーパークに係る指定管理者の指定

山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第九條第一項の規定により、山口県セミナーパークに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地
 - 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
 - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること(知事が定めるものに限る。)
 - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - (三) 条例第五条の許可をすること。
 - (四) 条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - 三 指定の期間
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間
- (二一〇〇)国土調査の成果の認証
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九條第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
山口市	平成十六年四月三十日から平成十七年十月十二日まで	山口市地籍簿	大字深溝及び大字仁保中郷の各一部
長門市	平成十六年四月三十日から平成十七年十一月二十一日まで	長門市地籍簿	三隅上の一
小郡町	平成十六年五月十一日から平成十七年九月十二日まで	小郡町地籍簿	大字上郷の一部

二 認証年月日

平成十八年四月七日

(二一〇一)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年五月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十八年三月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 下関ルミエール会
代表者の氏名 児玉 洋子
主たる事務所の所在地 下関市東和町一丁目八番七号
- 三 定款に記載された目的
下関で開催される各種コンベンションに参加する人々に、心のふれあいを通して下関の街づくりの推進及びコンベンションの成功を支援するとともに、街の活性化を図り、下関を光り輝く魅力ある街にしていこう。

(二〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十八年四月七日から同年八月七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市商工観光部商工課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新山口新幹線名店街
 所在地 山口市小郡下郷一三五七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 中国ステーション開発株 広島市南区松原町一番二号
 式会社 林 邦彦 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社いわみや	

四 届出年月日

平成十八年三月二十七日

五 変更年月日

平成十八年二月二十八日

(二〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年四月七日から同年八月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において

公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ柳井店
 所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社デオデオ 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
 代表者の氏名 友則 和寿

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、六五五平方メートル	二、三二七平方メートル
駐車場の収容台数	二四台	一四台
荷さばき施設の面積	七八〇平方メートル	七四平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分から午後八時三〇分まで	午前九時三〇分から午後九時三〇分まで

四 届出年月日

平成十八年三月二十四日

五 変更年月日

平成十八年十一月二十五日

(二〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十一月二十五日山口県公告(六一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年四月七日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン長府ショッピングセンター
所在地 下関市長府外浦町三五四七の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二〇五) 県営安下庄地区一般農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営安下庄地区一般農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用
する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
県営安下庄地区一般農道整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年四月十日から同年五月一日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(二〇六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、防衛施設庁広島防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する
旨の通知がありました。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量(千分の一地形図作成)
- 二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

平成十八年四月一日から同月二十四日まで

(二〇七) 山口都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十条第一項の規定による山口
都市計画臨港地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ
たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し
ます。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画臨港地区山口臨港地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二〇八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年四月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
堺市柏木町三丁一番三〇号
中原 茂

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市石井手一丁目及び高千帆二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市日の出三丁目八番三〇号
ヘキムラ興業株式会社



正 誤

昭和四十九年五月一日山口県規則第三十四号（山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則）

三	ページ	段	行	誤
下	左から	八	法	
			法	正

昭和四十九年九月二十七日山口県規則第五十五号（山口県自然環境保全条例施行規則）

二	ページ	段	行	誤
下	左から	三	二百メートル	
			二百平方メートル	正

平成十七年九月六日山口県報の目次

指名競争入札	誤
一般競争入札	正

平成十八年三月二十八日山口県報の目次

誤	正
---	---

指名競争入札

一般競争入札

平成十八年四月七日印刷
平成十八年四月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）